○原子力規制委員会規則第五号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項並びに第二十一条第一項及び第五項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法及び原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のとおり改正する。

第一条第一項中「及び審議官三人」を「、審議官三人及びサイバーセキュリティ・情報化参事官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

6　サイバーセキュリティ・情報化参事官は、命を受けて、委員会の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

第十四条の見出し中「法務室」の下に「、監査・業務改善推進室」を加え、同条第一項中「法務室」の下に「、監査・業務改善推進室」を加え、「二人」を「一人」に改め、同条中第十二項中「委員会の情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化」に改め、第十二項を第十四項とし、第四項から第十一項までを二号ずつ繰り下げ、同条に次の二項を加える。

4　監査・業務改善推進室は、委員会の行政の考査に関する事務をつかさどる。

5　監査・業務改善推進室に、室長を置く。

第十六条中「三人」を「二人」に改める。

第十八条第一項中「十四人」を「二十人」に改める。

第二十条第一項中「十一人」を「十人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第百八号

船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第七条の規定に基づき、船舶法施行細則第七条の規定により内閣総理大臣を代理する職員を指定する件（平成十三年内閣府告示第九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

「東北管区警察局総務部長」を	「東北管区警察局総務監察・広域調整部長」に改め、「防衛庁技術研究本部長」を削る。	
本則中「関東管区警察局総務部長」を	中部管区警察局総務監察・広域調整部長 中国管区警察局総務監察・広域調整部長 四国管区警察局総務監察・広域調整部長	に改め、「防衛庁技術研究本部長」を削る。

○内閣府告示第百九号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第二条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、公文書等の管理に関する法律第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより公文書等の管理に関する法律第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国立大学法人東京大学文書館の項の次に次のように加える。

東京都府中市朝日町三の一一の一	国立大学法人東京外国語大学文書館

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十四号（公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

文部科学省国立教育政策研究所教育研究情報センター（教育図書館）の項中「教育研究情報センター」を削る。

○内閣府告示第百十一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国立大学法人東京大学工学・情報理工学図書館工四号館図書室Ａの項を削る。	
国立大学法人東京大学工学・情報理工学図書館工四号館図書室Ｂの項中「図書室Ｂ」を「図書室」に改める。	
国立大学法人名古屋大学附属図書館国際教育交流本部図書室の項中「国際教育交流本部」を「国際機構」に改める。	
国立大学法人鳥取大学附属図書館医学部分館の項中「医学部分館」を「医学図書館」に改める。	
国立大学法人島根大学学術情報機構附属図書館本館の項中「学術情報機構」を削る。	
国立大学法人島根大学学術情報機構附属図書館医学図書館の項中「学術情報機構」を削る。	
国立大学法人高知大学総合情報センター（図書館）中央館の項中「総合情報センター（図書館）」を「学術情報基盤図書館」に改める。	
国立大学法人高知大学総合情報センター（図書館）医学部分館の項中「総合情報センター（図書館）」を「学術情報基盤図書館」に改める。	
国立大学法人高知大学総合情報センター（図書館）農学部分館の項中「総合情報センター（図書館）農学部」を「学術情報基盤図書館物部」に改める。	
国立研究開発法人海上技術安全研究所図書館の項中「海上技術安全研究所」を「海上・港湾・航空技術研究所海上技術安全研究所」に改める。	
国立研究開発法人科学技術振興機構情報資料館の項を削る。	
独立行政法人国立高等専門学校機構茨城工業高等専門学校図書館の項中「図書館」を「学術総合情報センター図書館」に改める。	
独立行政法人国立高等専門学校機構鹿児島工業高等専門学校図書館の項中「図書館」を「グローバル・アクティブラーニングセンター」に改める。	

○内閣府告示第百十二号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

第二条第二号ロ中	「二百六十二万千円」を	「二百六十六万円」に改める。
第三条第一号ハ中	「千八十円」を	「千百十円」に改める。